

第9回 石狩市地域防災計画・水防計画改訂検討委員会【要点筆記】

日 時：平成25年2月6日（水）15：00～17：30

場 所：花川北コミュニティセンター 2階 A・B・C会議室

出席者：次のとおり

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	加賀屋 誠一	○	委員	熊谷 雅之	×
委員	竹口 尊	○	委員	藤山 和弘	×
委員	菊池 政幸	○	委員	藤巻 信三	×
委員	石川 國弘	○	委員	五十嵐 正勝	○
委員	東 重孝	○	委員	有馬 信	×
委員	千葉 則理	○	委員	米澤 哲	×
委員	覚知 邦夫	○	委員	小沼 陽子	×
委員	古泉 利雄	○	委員	羽田 美智代	○
委員	山田 義晴	○	委員	荒川 よし子	○
委員	酒井 志津子	○			
事務局	所 属		氏 名		
	総務課危機管理担当課長		市園 博行		
	総務課危機管理担当主査		山口 恒心		
	総務課危機管理担当主任		笠井 剛		
本計画改訂業務委託契約先		株式会社ドーコン 2名			

傍聴者：5名

1. 開会

2. 委員長挨拶

【加賀屋委員長】

- ・防災計画の骨子が固まってきたが、実際に行動する際にどうしたらよいかということに結びついて行けるような考え方ができれば、防災計画をより良いものにできていると考えている。
- ・これからの防災計画は、計画の内容を市民の皆さんが消化しながら、実際に災害が起こったときに最大限活用できるものでありたいと考えている。
- ・計画改訂のまとめの段階にきているので、本日はこれまでの議論が反映されているか確認し、これでよいか議論していきたい。
- ・基本的には、『自助・共助』で自分の身を護っていけるかという重要な部分が『責務』という言葉で書かれており、公助が最終的にサポートするという役割分担が明確にされている。
- ・このような思想が全編にわたって貫かれているので、このような視点で議論をお願いしたい。

3. 前回議事録の確認

(1) 前回議事の概要

【事務局：(株)ドーコン】

- ・「第8回検討委員会議事録」を配布し、議事内容や各委員の発言等についての確認を行った。

4. 意見交換

- ・委員全員で地域防災計画ならびに地区防災ガイドの記載内容について質疑および意見交換を行った。

(1) 石狩市地域防災計画改訂および地区防災ガイドの概要

- ・石狩市地域防災計画の概要（コンセプト）を説明

【委員意見】 避難所を開設するときは誰が開設するか明確にするべきである。

【事務局回答】 防災ガイドの『避難所の運営と開設』に記載しており、基本的には市の担当職員が避難所へ参集し、施設管理者と協力して開設する。また、身の危険を感じた場合は、市職員が到着しなくても建物内に入ることができる。

【委員意見】 避難勧告等は、市長が判断し発令するが、その段階ではじめて避難所が開設されるのかそれとも、避難準備情報、勧告、指示がでなくても避難所が開設される場合があるか。

【事務局回答】 自主避難の場合、市が避難したことを知ることは出来ないことから、計画では、自主避難したことを市側に通報して頂くことになっている。

【委員意見】 自主避難時に避難者が全員通報すれば、通報を受ける側で混乱しないか。

【事務局回答】 自主避難の必要があると判断される状況の場合は、その状況を市に伝達して頂かないと状況を把握することが不可能である。通報を受けた場合、市が状況を確認し、必要があれば避難勧告または指示を発令し、避難所が開設されることになる。そのため、市民が自主避難を判断した段階では、状況を伝達して頂きたい。

自主避難する全ての方が通報する必要があるのではなく、自主避難が必要な危険な状況であることを市側に伝えていただきたいという主旨としているが、近隣住民と情報共有を図った上で、自主防災組織から通報してもらうなど、記載内容について見直す。

【加賀屋委員長】 避難時の流れをイメージして、自主避難時の通報などをまとめて欲しい。

【委員意見】 通報が必要なのであれば、通報の連絡先を明記して欲しい。

【事務局回答】 地区防災ガイドの『避難所の開設と運営』の部分に記載する。

【委員意見】 非常持ち出し品を全部持って行くとすると10kg程度になると想定される。高齢者には現実的ではない、最小限度のものを明確に示すべき。

【事務局回答】 人それぞれによって、必要最小限が異なる。市民各人の判断によって最小限必要なものを厳選して頂くことになる。

【委員意見】 二次持ち出し品の「消火器」は、備蓄になるのか。通常家庭にあるものではないか。

【事務局回答】 備蓄ではなく、通常使用しているものを持ち出して頂くということもあるので、その中で消火器も位置づけられている。記載方法について検討する。

【委員意見】 避難訓練と収容避難所の運営は分ける必要がある。避難訓練は自主防災組織で行うが、計画ができた次の段階で、避難所運営訓練の中で、施設管理者をいれての意見交換が必要と考える。

【委員意見】 見渡す限り平坦な地形では逃げる場所がない。市役所や公営住宅等を津波避難ビルに指定する等の検討はしないのか。

【事務局回答】 コンセプトとして津波避難はより高いところ、より遠いところへと逃げるとしている。現状の想定は、沿岸部の一部が津波で浸水する想定になっている。想定以上の津波が来たときにどこまでできるかを考えたとき、出来る範囲内でベストを尽くして逃げるという思想で計画を作成している。

【委員意見】 防災ガイドについては、どのような地区割で出すのか。また、各地区で平成25年度内に作成されるのか。

【事務局回答】 ワークショップを実施している地区割で作成中であり、平成25年度中で全戸配布することを考えている。本日は花川北を例とした防災ガイドをお配りしている。平成25年度末までに配布し、新しい所見が出た段階で見直しもあり得ると考えている。

【委員意見】 防災ガイドには、市民がすることばかり書かれており、市としての考え方が記載していない。市（公助）の役割についても、市民とともに対応するということを端的に記載した方がよい。

【事務局回答】 防災ガイドは、市民の行動指針として、自助・共助を主に策定することとし、地域防災計画で、公助の具体的事項を記載することとしている。

【加賀屋委員長】 自助・共助と公助が連携して役割を分担していくことが本計画案の大きな柱である。市役所で行うこともしっかり記載しなくてはいけないが、市役所だけで防災をやっていくのは不可能である。それが新しい地域防災計画の考え方であり、市民にもそれを意識してもらう必要がある。それが検討委員会で議論してきたポイントであると考えている。

【委員意見】 防災ガイドは、どのような形で使用または保管するのか。

【事務局回答】 カレンダーのように壁に掛けて使用して頂くことを想定している。

【委員意見】 配布後に長く活用してもらえるように使用方法をしっかりと記載して欲しい。

【事務局回答】 検討する。

(2) 地域防災計画各編の概要

[1] I 共通編

【委員意見】 検討委員会での議論の内容は盛り込まれていると感じた。

石狩小学校が避難所として指定されていたかと思うが、高さから津波の場合は避難所としては使えないと考えられる。協定等を結んで公営住宅等の高い場所を避難所として指定できないか。

【委員意見】 実際に災害時に公営住宅等に避難することはできるのか。

【事務局回答】 津波避難ビルの指定について、高さや構造等ガイドラインに従って、指定する必要があるが、指定がないと避難所としての公表はできない。地域の中で、高い場所を認識しておくことで、収容避難は不可能でも、津波災害時に緊急避難的に逃げるのが可能。沿岸部の斜面など、避難所としての指定はないが『一次的に津波から逃れられる場所』とおなじ位置づけとして考えられる。

【加賀屋委員長】 一般住宅等を指定することは難しいと考えられるが、高い場所が他に無い場合はそこに避難することがやむを得ないこともある。

【委員意見】 一時避難場所に避難するのは、火災を想定してということか。津波などを含め、様々な災害が考えられる中で、一次避難場所として、グラウンドが指定されていることに違和感がある。

【事務局回答】 火災もそうだが、地震や家屋倒壊が発生している状況で、一次的に集合して、自宅や避難所の安全の確認後に、収容避難所に行くということを想定している。

【加賀屋委員長】 災害によって、避難に適した避難場所なのかという問題はある。グラウンドが津波や水害で浸水する場所であれば、避難所として適さない。避難所として適正かどうかという点は情報として出すべきであり、現在防災ガイドに標高を示しているのは良いと考えている。

[5] V 事故災害対策編

【委員意見】 林野火災対策の協力機関で、企業名が記載されているが、これは公表してよい情報か。

【事務局回答】 林野火災予防対策協議会のメンバーの企業を記載しているが、変更されている可能性もあるので再度確認する。

[7] その他、全体について

【委員意見】 ハード整備について、避難タワー等の整備は国や道の新しい所見が出た後にハード整備について検討するということだが、その点について具体的では無くても計画に盛り込むことはできないか。

【事務局回答】 市は、ハード整備に公的な責務があるが、計画を作る上では整備の必要性について一定の所見が必要であるため、現状で地域防災計画へハード整備を盛り込むことは難しい。ハード整備の必要性を示す知見が得られれば、総則の第2節の「計画の位置づけ」にあるとおり「地域防災力整備計画」に反映させていく。

【委員意見】 ハード整備の検討の必要性等について、検討委員会の答申として、提言または付帯文として書面で市に提出することはできないか

【加賀屋委員長】 新しい知見が得られたときにそれに応じて検討が必要というような提言は、できるのではないかと。事務局で検討して欲しい。

5. 閉会

【事務局：ドーコン】

・次回、第10回検討委員会は3月8日を予定している。

平成25年3月8日 議事録確定

石狩市地域防災計画・水防計画改訂検討委員会

委員長 加賀屋 誠一